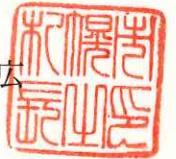


農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 5 項の規定により、農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下、「地域計画」という）を変更するので、同法第 19 条第 7 項の規定により公告する。

地域計画の案は、札幌市経済観光局農政部農業支援課において縦覧に供する。
なお、利害関係人は、地域計画の案について意見書を提出することができる。

令和 8 年 3 月 9 日

札幌市長 秋元 克広



1 地域計画の案の縦覧期間

自 令和 8 年 3 月 9 日 至 令和 8 年 3 月 23 日

2 地域計画の案の縦覧場所

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市経済観光局農政部農業支援課（札幌市役所本庁舎 7 階南側）

3 地域計画の案に対する意見書

(1) 提出方法

別紙様式に必要事項記入の上、郵送、持参、FAX または E-mail により提出

(2) 提出先

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市経済観光局農政部農業支援課

FAX : 218-5132 E-mail : nougyou-shien@city.sapporo.jp

(3) 提出期限

令和 8 年 3 月 23 日【必着】

(4) 提出に当たっての注意事項

個人の場合にあっては住所、氏名、連絡先を記載すること。

法人にあっては法人名、代表者名、事務所の所在地、連絡先を記載すること。

(5) 処理結果の公表

提出された意見書については、その要旨及び処理結果を一覧表に記載することとし、その内容ごとに要旨、提出数及び処理結果を公表する。